



平成 30 年 5 月 31 日

各位

会社名 カネヨウ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川島 正博
(コード番号 3209 東証第二部)
問合せ先 取締役 中村 陽介
(TEL. 06-6243-6500)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 86 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株へ変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記 1. 「単元株式数の変更」に記載の通り、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に統合）を実施するものであります。尚、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の 2 千万株から 2 百万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上 平成30年9月28日）の最終株主名簿に記載された株主様の所有株式数について、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日）	14,066,208
株式併合により減少する株式数	12,659,588
株式併合後の発行済株式総数	1,406,620

(3) 1株未満の端数が生じる場合

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

	株主数	(割合)	所有株主数	(割合)
総株主数	1,799	(100%)	14,066,208	(100%)
10株未満所有株主	60	(3.34%)	133	(0.00%)
10株未満所有株主	1,739	(96.66%)	14,066,075	(100.00%)

(注) 本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様は株主としての地位を失うこととなります。尚、単元未満株式を有する株主様は、「単元未満株式の買取り」の手続きが可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問合せ下さい。

(5) 効力発生日における発行済株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成30年10月1日）をもって、株式併合割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成30年10月1日付)
20,000,000株	2,000,000株

(6) 併合の条件

平成30年6月27日開催予定の第86回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 単元株式数の変更の理由に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を1,000株から100株に変更するため定款第8条(単

元株式数)を変更するとともに、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。尚、本変更の効力は、平成30年10月1日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行済株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>2,000万株</u> とする。	(発行済株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>200万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は <u>100株</u> とする。
(新設)	附則 <u>第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成30年10月1日とする。</u> <u>尚、本附則は効力が発生した日をもってこれを削除する。</u>

(3) 変更の条件

第6条及び第8条の変更については、平成30年6月27日開催予定の第86回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成30年5月11日(金曜日)
定時株主総会開催日	平成30年6月27日(水曜日)【予定】
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日(月曜日)【予定】
単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月1日(月曜日)【予定】

※上記の通り、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は、平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は、平成30年9月26日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株式総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合せてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

- A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としています。
当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となるからです。
また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q5. 単元株式数の変更、株式併合に伴い株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続きはございません。

Q6. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日（実質上平成30年9月28日）の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次の通りとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式数
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	2,300株	2個	230株	2個	なし
例③	1,003株	1個	100株	1個	0.3株
例④	555株	なし	55株	なし	0.5株
例⑤	8株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます）が生じた場合（例③、例④、例⑤）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いたします。このお支払代金は平成30年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式が9株以下の場合（例⑤）は、全て端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用頂くことにより、端数株式を生じないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または後記の株主名簿管理人にお問合せ下さい。

Q8. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用頂けます。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または後記の株主名簿管理人にお問合せ下さい。

【お問合せ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問合せ下さい。

〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話（通話無料） 0120-094-777

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上